

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 対象事業所一覧

対象事業所		助成要件	対象経費(以下に例示した以外にもサービス継続に必要なかかり増し経費を対象とします。)		
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	通所系サービス事業所	1 通所介護事業所	①群馬県から休業要請を受けた ②利用者又は職員に感染者が発生した(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ③職員により、居宅で生活している利用者に対して居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した	①、②の場合: ア～ケ ③の場合: コ～セ (※コ～セについては5、6を除く)	【事業所・施設等のサービス継続に必要な費用】 ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用 イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
		2 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)			
		3 認知症対応型通所介護事業所			
		4 通所リハビリテーション事業所			
		5 小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)			
		6 看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)			
	サ―短期入所系事業所	7 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	①群馬県から休業要請を受けた ②利用者又は職員に感染者が発生した(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ③濃厚接触者に対応した	ア～オ、 ク～ケ	オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等 【通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用】
		8 小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)			
		9 看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)			
		10 認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)			
	介護施設等	11 介護老人福祉施設	①利用者又は職員に感染者が発生した(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ②濃厚接触者に対応した	ア～オ	カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等 キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等(通信費用は除く) 【通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用】 ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等 ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
		12 地域密着型介護老人福祉施設			
		13 介護老人保健施設			
		14 介護医療院			
		15 介護療養型医療施設			
		16 認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)			
		17 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅			
	訪問系サービス事業所	18 訪問介護事業所	①利用者又は職員に感染者が発生した(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ②濃厚接触者に対応した	ア～オ	コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当 サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金 シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等 ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用 セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
		19 訪問入浴介護事業所			
		20 訪問看護事業所			
		21 訪問リハビリテーション事業所			
		22 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
		23 夜間対応型訪問介護事業所			
		24 居宅介護支援事業所			
		26 居宅療養管理指導事業所			
		27 小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)			
		28 看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)			
	業(2)等と介護連携支援事業	各サービス共通(福祉用具貸与事業所を含む)	以下の事業所に対し、利用者の積極的な受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った ・休業要請を受けた事業所 ・利用者又は職員に感染者が発生した事業所(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合も含む) ・感染症の拡大防止の観点から、自主的に休業した介護サービス事業所	【利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用】 ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用 【職員の応援派遣に係る費用】 ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)	